

高知県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）第 33 条の 18 に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、必要な事項を定めるものとする。

2 基準日及び実施期間

実施要綱の基準日は令和 5 年 4 月 1 日とし、実施期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

3 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類等

(1) 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等

①指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

②指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

③指定計画相談支援

④指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

⑤指定障害児相談支援

⑥指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

(2) 報告の対象となる事業者

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働令第 19 号。）第 65 条の 9 の 6 並びに児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。）第 36 条の 30 の 2 の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要綱で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

4 報告の実施

(1) 事業者から知事への報告事項

事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 65 条の 9 の 8 及び児童福祉法施行規則第 36 条の 30 の 4 の規定に基づき、別添 1 に掲げる「基本情報」及び別添 2 に掲げる「運営情報」を報告する。ただし、本要綱で定める基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添 1 に掲げる「基本情報」を報告する。

(2) 報告の方法

事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「公表システム」という。）を通じて知事に報告することとする。

(3) 報告の開始日

① 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供をしている事業者

令和 5 年 5 月 1 日

② 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

(4) 報告の期限

① 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供をしている事業者

令和 5 年 7 月 31 日

② 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から 1 ヶ月以内

ただし、指定を受けた日が、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの場合は、

令和 5 年 7 月 31 日

5 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

(1) 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該情報に変更があったときに、公表システムにより知事へ報告し、情報の更新を行うものとする。

(2) 上記 (1) 以外の情報については、年 1 回の定期的な報告で足りることとする。

6 調査の実施

(1) 調査の目的等

知事は、公表システムへの公表にあたり、利用者保護等の観点から、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために必要と認める場合には、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 3 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 3 項の規定による調査を行う。

なお、具体的には、次のような場合に調査を行うこととする。

- ・ 報告された内容に虚偽が疑われるとき
- ・ 公表内容について、利用者から苦情等があったとき
- ・ その他調査が必要と認められるとき（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生

じたとき等)

(2) 調査の実施方法

①調査の実施体制

職員1名以上で行うものとする。

②調査の内容

基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

③調査の方法

事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法等によって行うものとする。

(3) 調査の終了

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて、事業者の同意を得るものとし、当該同意をもって、調査が終了するものとする。

7 公表の方法等

知事は、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類及び事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表することとし、公表方法等は次のとおりとする。また、6に定める調査を実施した場合には、当該調査結果についても同様に公表する。

(1) 公表の方法

①インターネットによる公表

知事は、管轄の事業者の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

また、知事は、インターネットによる公表情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、市町村、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

②その他の公表

知事は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

③事業者による公表

事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付するよう努めるものとする。

(2) 公表の時期

①基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供をしている事業者については、報告後2か月以内

②基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者については、報

告後1か月以内

8 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い

事業者は、知事から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告内容の是正又は調査を受けることを命じられた場合は、障害福祉サービス等情報について、知事の指示により、報告、報告内容の是正をし、又は調査を受けるものとする。

9 苦情等の対応

(1) 苦情への対応窓口

公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関して利用者等からの苦情等に対応する窓口を、高知県子ども・福祉政策部障害福祉課事業者担当に置く。

(2) 苦情等に対する基本的な対応

公表情報に関する利用者等からの苦情等については、事業者に対する照会等を行い、利用者等に対し説明を行う。

また、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者からの公表情報の訂正の報告を受け、速やかに公表するものとする。

事業者から適切な説明が得られなかった場合、知事は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討するものとする。

(3) 苦情等に関する対応経過の記録等

知事は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

附則

この要綱は、平成30年12月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年8月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年5月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年5月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。